○農林水産省告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　静岡県沼津市石川字コガ子九七三の一（次の図に示す部分に限る。）、九七二の一、九七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字コガ子九七二の一・九七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九七三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び沼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　秋田県大館市比内町大葛字大渡一二の一、一二の七、一二の九、九七の二、字大渡上段三六の一、三六の四、字上川原一〇六の一、一〇六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百九十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の六十九の規定により次の無人航空機講習を行う者を登録し、又は同法第百三十二条の七十三の規定に基づき、登録講習機関から登録事項の変更の届出があったので、同法第百三十二条の八十一第一号及び第二号の規定により、公示する。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　令和八年三月三十一日までに新たに登録した登録講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地

令和八年三月三十一日までに新たに登録された登録講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地

令和八年三月三十一日までに新たに登録された登録講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、インターネットの利用により公表する。）

二　令和八年三月三十一日までに変更の届出があった登録講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地

令和八年三月三十一日までに変更の届出があったので、同法第百三十二条の八十一第三号の規定により、公示する。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

○国土交通省告示第五百九十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の七十五の規定に基づき、登録講習機関から無人航空機講習事務の休廃止の届出があったので、同法第百三十二条の八十一第三号の規定により、公示する。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　令和八年三月三十一日までに無人航空機講習事務の休止又は廃止の届出があった登録講習機関の登録年月日、登録番号、名称及び種類並びに無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地

令和八年三月三十一日までに無人航空機講習事務の休止又は廃止の届出があった登録講習機関の登録年月日、休廃止日、登録番号、名称及び種類並びに無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、インターネットの利用により公表する。）

○国土交通省告示第五百九十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の八十二の規定により次の無人航空機更新講習を行う者を登録し、又は同法第百三十二条の八十三において準用する同法第百三十二条の七十三の規定に基づき、登録更新講習機関から登録事項の変更の届出があったので、同法第百三十二条の八十三において準用する同法第百三十二条の八十一第一号及び第二号の規定により、公示する。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　令和八年三月三十一日までに新たに登録した登録更新講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地

令和八年三月三十一日までに新たに登録された登録更新講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、インターネットの利用により公表する。）

二　令和八年三月三十一日までに変更の届出があった登録更新講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地

令和八年三月三十一日までに変更の届出があったので、同法第百三十二条の八十三において準用する同法第百三十二条の八十一第一号及び第二号の規定により、公示する。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

○北陸地方整備局告示第二十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和八年四月八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：接触ばっ気循環方式

認定番号	浄化槽の名称	製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称
4―26―H―001	ニッコー小規模浄化槽　水創り王UX―5型	石川県白山市相木町383番地　ニッコー㈱ 代表取締役社長　三谷　明子	埼玉県行田市藤原町1―21―1　ニッコー㈱
〃　―1	〃　水創り王UX―7型		茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場
〃　―2	〃　水創り王UX―10型		宮城県栗原市金成大平13―38　エコロ・プラント㈱　宮城工場
			栃木県下野市中大領308―2　㈱前田工業
			岐阜県安八郡安八町南條1294番地1　坂化学工業㈱